

議案第138号 大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第138号 大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

改正の趣旨は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の一部改正により、条例の公布に必要な市長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置により行うことが可能となったことに伴い、必要な規定の整備を行うものです。

次に、条例の施行時期は、公布の日です。

3ページをご覧ください。

改正概要についてご説明いたします。

始めに、改正の内容ですが、3ページ下の図のとおり、条例を公布する際には市長の署名が必要であり、そして、その署名は、自署で行う必要があるところ、地方自治法の一部改正により、総務省令で定める署名に代わる措置、具体的には電子署名によることが可能となつたことに伴い、地方自治法第16条第4項の規定に基づき定めている「大津市条例の公布等に関する条例」について、同法と同内容の改正を行うものです。

4ページをご覧ください。

今回の、地方自治法および地方自治法施行規則の改正内容となります。地方自治法第16条第4項に規定する長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置を含むものとされ、当該措置は、地方自治法施行規則第1条において、電子署名とする旨の改正がなされました。

5ページをご覧ください。

今回の条例改正の内容となります。

第2条第1項に規定する市長の署名について、先ほどの地方自治法と同様に、総務省令で定める署名に代わる措置を含むものとするものです。

また、第2条第3項は、通常、条例の公布は公報に登載して行いますが、公報を作成する^{いとま}暇がないような緊急の場合などは、条例原本の写しを本庁舎前にあります掲示場に掲示して公布することを規定しており、その際は、現物の紙の写しを用いる必要があるため、従来どおりの方法である、市長が署名をして作成したものに限る旨の規定を追記するものです。

以上、説明とさせていただきます。